

(2) 建築物に係る判断基準に関するもの

(合計件数 9件)

番号	該当箇所	ご意見	回答	件数
1	1	外壁、窓等に係る断熱性能に関する性能基準（PAL）については、基準を強化すべきである。	平成15年4月以降、2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築の際に省エネ措置の届出を義務付けたところですが、平成15年度に届出された省エネ計画書の統計によると、床面積ベースで約70%が現行の省エネ基準に適合しており、届出義務化によって建築物の省エネ化が大きく進展しているものと考えています。現行の省エネ基準についても、誘導的な機能を果たしているか否かや省エネ基準適合率の推移を踏まえ、順次必要な基準の見直しを検討してまいります。	1
2	2-4	<p>空気調和設備の仕様基準の中の「(3)熱源機器の効率に関する評価点」の表の措置状況が分かりにくいいため、以下のように修正すべきである。</p> <p>措置状況 点数</p> <p>すべての空気調和設備の・・・ 60 …が1.25以上の熱源機器を採用</p> <p>すべての空気調和設備の・・・ 40 …が1.15以上1.25未満の熱源機器を採用</p> <p>すべての空気調和設備の・・・ 20 …が1.00以上1.15未満の熱源機器を採用</p> <p>上記に掲げるもの以外 0</p>	ご意見を踏まえ、修正致します。	1
3	4	照明設備に係るエネルギーの効率的利用に関する性能基準（CEC/L）については、基準を強化すべきである。	平成15年4月以降、2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築の際に省エネ措置の届出を義務付けたところですが、平成15年度に届出された省エネ計画書の統計によると、床面積ベースで約70%が現行の省エネ基準に適合しており、届出義務化によって建築物の省エネ化が大きく進展しているものと考えています。現行の省エネ基準についても、誘導的な機能を果たしているか否かや省エネ基準適合率の推移を踏まえ、順次必要な基準の見直しを検討してまいります。	1
4	5-4	<p>5-4表中6について、以下のように修正すべきである。</p> <p>(1)「保温仕様3」とは、管径が50ミリメートル以上125ミリメートル未満の配管にあつては、保温厚が20ミリメートル以上、・・・（以下略）</p>	ご意見を踏まえ、修正致します。	1
5	5-4	<p>5-4(2)表中「シャワーの制御の方法」の「点数」欄について、以下のように修正すべきである。</p> <p><u>シャワーによる使用湯量を全給湯量全使用湯量で除した値に25を乗じて得た値</u></p>	ご意見を踏まえ、修正致します。	1

6	5-4	<p>5-4(3)表について、以下のように修正すべきである。</p> <p>「熱源機器の効率」とは、定格加熱能力をエネルギーの種別に応じて別表第3の数値により熱量に換算した値を消費熱量で除した値をいう。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正致します。</p>	1
7	別表第1	<p>建築物の判断基準を適用する上での用途の取扱いや面積の算定方法などを解説書等で示してほしい。</p>	<p>具体的な取扱いについては、今後解説書等で解説する予定です。</p>	1
8	別表第1	<p>地下駐車場については、現行の照明設備に係るエネルギーの効率的利用に関する性能基準（CEC/L）に加え、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用に関する性能基準（CEC/V）についても基準を設定すべきである。</p>	<p>実例が少ないことから現行基準には規定していませんが、ご意見を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	1
9	設備の改修等について	<p>以下のように修正すべきである。</p> <p>2-5(4)熱源システムの点検、<u>更新</u>等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持、<u>改善</u>すること。</p> <p>3-5(3)機器の点検や清掃、<u>更新</u>等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を適切に維持、<u>改善</u>すること。</p> <p>4-5(1)照明器具の点検や清掃、<u>更新</u>等により、採用した光源等の照明効率を適切に維持、<u>改善</u>すること。</p>	<p>改修については2-1、3-1、4-1が該当し、それぞれ「エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること」、「・・・エネルギーの利用効率の高い機器を採用すること」、「照明効率の高い照明器具を採用すること」としているところです。</p>	1